

# 羽村駅西口地区 先導的都市環境形成計画



平成23年3月

東京都 羽村市

## はじめに

### 地球環境に配慮した快適で住みよい都市づくりの実現を目指して

地球温暖化問題は、現在、人類が直面している最も重要な環境問題の一つです。

地球温暖化の進行を防ぎ、温室効果ガスの濃度を安定させるためには、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルに抑える必要があります。具体的には、全世界の現状において、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を半減させることが求められており、日本など先進国は80%以上の削減が必要とされています。

我が国の二酸化炭素総排出量は、経年的に増加傾向にあり、そのうちの約2分の1は家庭・交通・業務などの都市活動に起因しています。

このため、地球温暖化対策としての「低炭素型のまちづくり」は、温室効果ガスの削減に大きく貢献するものとして期待されています。

羽村市では、このような地球環境の変化を踏まえ、長期総合計画及び環境基本計画に基づき、環境にやさしい都市の実現を目指してまちづくりを進めています。

特に、羽村駅西口土地区画整理事業においては、これらの上位計画に基づき「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念とし、安全性、快適性、利便性に優れた総合的なまちづくりの実現に取り組んでいます。

こうした背景から、平成22年度に「羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画」を策定し、低炭素型のまちづくりの施策の方向性としてエネルギーの有効活用、環境に配慮した交通手段、緑の保全・育成、環境意識の啓発などの諸施策を計画的に推進し、地球環境に配慮した快適で住みよい都市づくりの実現を目指します。

平成23年3月

羽村市

# 本編 目次

---

## 第1章 計画策定の概要

---

1. 計画策定の目的 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 計画の基本的事項 .....	3
4. 基本理念と基本目標 .....	3

---

## 第2章 二酸化炭素排出量の削減目標

---

1. 二酸化炭素排出量の将来推計 .....	4
2. 削減目標の設定 .....	5

---

## 第3章 基本計画

---

1. 基本プロジェクト .....	7
2. 推進プロジェクト .....	7

---

## 第4章 実行計画 ～ 具体的な施策の展開 ～

---

1. 再生可能エネルギーの有効活用 .....	10
2. 環境にやさしい交通体系の形成 .....	12
3. 緑豊かなまちなみの形成 .....	13
4. 地域における環境への取り組み .....	14

---

## 第5章 計画の進め方

---

1. 計画推進のスケジュール .....	15
2. 計画推進体制 .....	17
3. 計画の進行管理 .....	17

---

# 資料編 目次

---

## 資料1 環境配慮型地区整備の事例

---

資料1-1 事例の分類 .....	資-1
資料1-2 再生可能エネルギーの活用事例 .....	資-2
資料1-3 自動車利用の抑制事例 .....	資-14
資料1-4 都市内緑化の創出事例 .....	資-17

---

## 資料2 市民、権利者の環境に対する意識(アンケート結果)

---

資料2-1 第1回アンケート結果 .....	資-23
資料2-2 第2回アンケート結果 .....	資-25
資料2-3 市民、権利者の地球温暖化対策等に関する意識のまとめ .....	資-28

---

## 資料3 二酸化炭素排出量算定根拠

---

資料3-1 事業施行前の二酸化炭素排出量 .....	資-29
資料3-2 事業完了後(対策無)の二酸化炭素排出量 .....	資-33
資料3-3 事業が施行されなかった場合の二酸化炭素排出量 .....	資-36
資料3-4 都市計画道路網の整備による二酸化炭素排出削減量 .....	資-39
資料3-5 緑地再生・公園整備による二酸化炭素排出削減量 .....	資-54
資料3-6 エネルギーの有効活用による二酸化炭素排出削減量 .....	資-60

---

## 資料4 地球温暖化の現状

---

資料4-1 地球温暖化の状況 .....	資-63
資料4-2 羽村市における二酸化炭素排出量 .....	資-64
資料4-3 羽村市における部門別二酸化炭素排出量の割合 .....	資-64

---

## 用語解説

---

用語解説 .....	I
------------	---

---

# 第 1 章

## 計画策定の概要

### 1. 計画策定の目的

我が国のCO<sub>2</sub>総排出量のうち約 2 分の 1 は都市活動に起因しており、その量は顕著に増大していることから、都市活動における新たな地球温暖化対策が求められています。

日本は、平成 21 年（2009 年）9 月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連気候変動サミット」において、平成 32 年（2020 年）までに 1990 年比 25%の温室効果ガス削減の中期目標を「国際公約」として表明しており、今後は都市活動においても、CO<sub>2</sub>削減のための施策展開が求められています。

今日、日本で供給されるエネルギーの約 96%は、海外からの輸入（日本に供給される一次エネルギーの約 47%は石油）に頼っており、将来的により快適で豊かな都市活動を続けていくためには、都市活動に起因するエネルギー消費量に対し、石油を中心とする化石燃料によるエネルギー供給の割合を下げ、太陽光、風力等の再生可能エネルギーの比率を上げていく必要があります。

これらの社会情勢に鑑み、羽村市では、長期総合計画及び環境基本計画に基づき、人と環境にやさしい都市の実現を目指し、現在、市街地整備を進めている羽村駅西口地区に再生可能エネルギー（太陽光発電など）の活用、公共交通機関の利用促進や自転車利用の推進、稲荷緑地の再生を含めた緑化の推進、環境意識の啓発など、地区レベルにおける将来に向けた環境負荷削減対策を進めていくための指針として、「羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画」を策定します。

羽村駅西口地区のまちなみイメージ図



## 2. 計画の位置づけ

本計画と上位計画等との関係・位置づけを以下に示します。



### 3. 計画の基本的事項

#### (1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、羽村駅西口土地区画整理事業の施行区域とし、人と環境にやさしいまちづくりに向けて、各施策を展開します。なお、「環境に配慮した交通手段」の施策については、広域的な取り組みが必要であることから、市全体を計画対象区域とします。

#### (2) 計画推進の主体

本計画は、羽村駅西口土地区画整理事業地区内の関係権利者及び事業者をはじめとして、市民、事業者、市が主体となって、相互に連携しながら計画を推進していくものとします。

#### (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から羽村駅西口土地区画整理事業の完了までとします。なお、区画整理事業完了後は、本計画の成果を検証したうえで、その後の施策を検討し、本計画の実現を目指します。

### 4. 基本理念と基本目標

羽村駅西口土地区画整理事業が目指す「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念とし、「低炭素型のまちづくり」を基本目標と定めます。

また、施策の方向性を、「エネルギーの有効活用」、「環境に配慮した交通手段」、「緑を守り育てる」および「環境意識の啓発」とします。



## 第2章

### 二酸化炭素排出量の削減目標

#### 1. 二酸化炭素排出量の将来推計

羽村駅西口地区における二酸化炭素の将来排出量を以下のとおり推計しました。

##### (1) 家庭や業務から排出される二酸化炭素排出量

#### 土地区画整理事業完了後の推計値

■ 家庭や業務から排出される二酸化炭素排出量

11,061 t-CO<sub>2</sub>/年

区 分	二酸化炭素排出量推計値
現 状 ※1	5,634 t-CO <sub>2</sub> /年
土地区画整理事業を行わない場合 ※2	8,357 t-CO <sub>2</sub> /年
土地区画整理事業による土地利用効率が上昇した場合 ※3	11,061 t-CO <sub>2</sub> /年

※1 現状については、平成15年3月時点の土地利用現況調査に基づき試算しました。

※2 羽村駅西口土地区画整理事業の事業計画書から引用し、整理前の種目（地目）のうち、畑 92,067.6 m<sup>2</sup>、山林 2,184.0 m<sup>2</sup>、原野 237.0 m<sup>2</sup>が全て宅地化したものと仮定し試算しました。

※3 平成19年3月発行の羽村駅西口土地区画整理事業パンフレット掲載の用途地域見直し案（市案）に基づき試算しました。

※ 算定根拠については、資料編P.29～P.38参照

##### (2) 自動車交通によって排出される二酸化炭素排出量

#### 土地区画整理事業完了後の推計値

■ 自動車交通によって排出される二酸化炭素排出量

49,566 t-CO<sub>2</sub>/年

区 分	二酸化炭素排出量推計値
都市計画道路を整備しない場合	51,437 t-CO <sub>2</sub> /年
都市計画道路を整備した場合	49,566 t-CO <sub>2</sub> /年

※ 「第3回東京都市圏パーソントリップ調査」（平成10年）に基づき、羽村市内の平成32年における将来自動車交通量を推計し、二酸化炭素排出量を試算しました。

※ 算定根拠については、資料編P.39～P.53参照



## 2. 削減目標の設定

本計画における数値目標として、二酸化炭素排出量の削減目標を以下のとおり設定します。

### (1) 家庭や業務から排出される二酸化炭素排出量の削減目標

エネルギーの有効活用を推進することにより、羽村駅西口地区内の家庭や業務から発生する二酸化炭素排出量を 2,175 t-CO<sub>2</sub>/年（削減率：約 20%）削減することを目標とします。

#### 羽村駅西口地区から発生する二酸化炭素の排出削減目標

##### ■ 家庭や業務から排出される二酸化炭素排出量

**2,175 t-CO<sub>2</sub>/年 削減（削減率：約 20%）**

推計値 11,061 t-CO<sub>2</sub>/年 ⇒ 8,886 t-CO<sub>2</sub>/年

#### 〈削減のための主な取り組み〉

- ① 太陽光発電システムの普及促進
- ② 太陽熱温水器の普及促進
- ③ ヒートポンプ式給湯器の普及促進
- ④ 潜熱回収型給湯器の普及促進
- ⑤ 住宅断熱化対策
- ⑥ トップランナー家電の普及促進
- ⑦ クリーンエネルギー自動車の普及促進
- ⑧ 企業内努力（年 1%削減）

※ 算定根拠については、資料編 P. 60～P. 62 参照

### (2) 自動車交通によって排出される二酸化炭素排出量の削減目標

環境に配慮した交通手段を推進することにより、自動車交通によって排出される二酸化炭素排出削減量を 1,871 t-CO<sub>2</sub>/年（削減率：約 4%）削減することを目標とします。

#### 羽村駅西口地区から発生する二酸化炭素の排出削減目標

##### ■ 自動車交通によって排出される二酸化炭素排出量

**1,871 t-CO<sub>2</sub>/年 削減（削減率：約 4%）**

推計値 51,437 t-CO<sub>2</sub>/年 ⇒ 49,566 t-CO<sub>2</sub>/年

#### 〈削減のための主な取り組み〉

- ① 都市計画道路の整備による交通渋滞の緩和

※ 算定根拠については、資料編 P. 39～P. 53 参照

### (3) 緑化推進による二酸化炭素排出量の削減目標

緑を守り育てることにより、2 t-CO<sub>2</sub>/年 削減することを目標とします。

#### 羽村駅西口地区から発生する二酸化炭素の排出削減目標

##### ■ 緑化推進による二酸化炭素排出量

# 2 t-CO<sub>2</sub>/年 削減

#### ＜削減のための主な取り組み＞

- ① 稲荷緑地の保全・再生
- ② 都市計画公園等の整備
- ③ 民地内緑化の促進（未推計）

※ 算定根拠については、資料編 P. 54～P. 59 参照

#### 羽村駅西口地区から排出される二酸化炭素の排出削減目標

### 削減目標合計

# 4,048 t-CO<sub>2</sub>/年 削減

#### ■ 二酸化炭素排出量削減目標の内訳

施策	算定とした主な取り組み	削減目標
(1) エネルギーの有効活用 (再生可能エネルギーの導入)	太陽光発電システムの普及促進	2,175 t-CO <sub>2</sub> /年
	太陽熱温水器の普及促進	
	ヒートポンプ式給湯器の普及促進	
	潜熱回収型給湯器の普及促進	
	住宅断熱化対策	
	トップランナー家電の普及促進	
	クリーンエネルギー自動車の普及促進 企業内努力（年1%削減）	
(2) 環境に配慮した交通手段 (新交通システム事業の導入)	都市計画道路の整備による交通渋滞緩和	1,871 t-CO <sub>2</sub> /年
(3) 緑を守り育てる (緑化推進)	稲荷緑地の保全・再生	2 t-CO <sub>2</sub> /年
	都市計画公園等の整備	
	民地内緑化の促進（未推計）	
合計		4,048 t-CO <sub>2</sub> /年

## 第3章

### 基本計画

#### 1. 基本プロジェクト

羽村駅西口土地区画整理事業に、環境に配慮した先導的な施策を取り入れ、魅力ある都市環境の形成を目指します。このため、本計画の基本プロジェクトの名称を『羽村駅西口地区“エコまち”プロジェクト』として、計画的なまちづくりを推進します。

## 羽村駅西口地区“エコまち”プロジェクト

— 人と環境にやさしいまちづくりを目指して —

#### 2. 推進プロジェクト

『羽村駅西口地区“エコまち”プロジェクト』に以下の4つの推進プロジェクトを掲げます。

#### プロジェクト1 再生可能エネルギーの有効活用

太陽光発電等の導入を促進する助成制度の活用や公共施設への自然エネルギー機器の設置など、再生可能エネルギーの有効活用を図ります。

《具体的な施策》

- (1) 太陽光発電の導入
- (2) 小規模な風力発電の導入
- (3) 電気スタンドの導入
- (4) その他（スマートグリッドの導入等）

#### プロジェクト2 環境にやさしい交通体系の形成

日常生活における自動車利用を抑制するため、コミュニティバスはむらんの利用促進や自転車利用の促進を図ります。また、環境負荷の少ないクリーンエネルギー車の普及促進やカーシェアリング事業の推進を図ります。

《具体的な施策》

- (1) コミュニティバスはむらんの利用促進
- (2) 自転車利・活用計画
- (3) EV、HV、電動自転車利用促進事業（仮称）
- (4) カーシェアリング事業

### プロジェクト3 緑豊かなまちなみの形成

ヒートアイランド現象の軽減など、都市緑化による環境改善効果を発揮させるため、稲荷緑地を基軸とした緑豊かなまちなみの形成を図ります。また、庭や駐車場等の緑化を推進し、緑を楽しみながら育て、四季折々の景観が楽しめるようなまちなみの形成を目指します。

《具体的な施策》

- (1) 稲荷緑地の再生
- (2) 都市計画公園等の整備
- (3) 地区計画等による民地内緑化

### プロジェクト4 地域における環境への取り組み

地域住民による環境活動や学校との連携による環境学習など、地域における環境への取り組みを推進し、環境意識の高揚を図ることで、人と環境にやさしいまちづくりの実現を目指します。

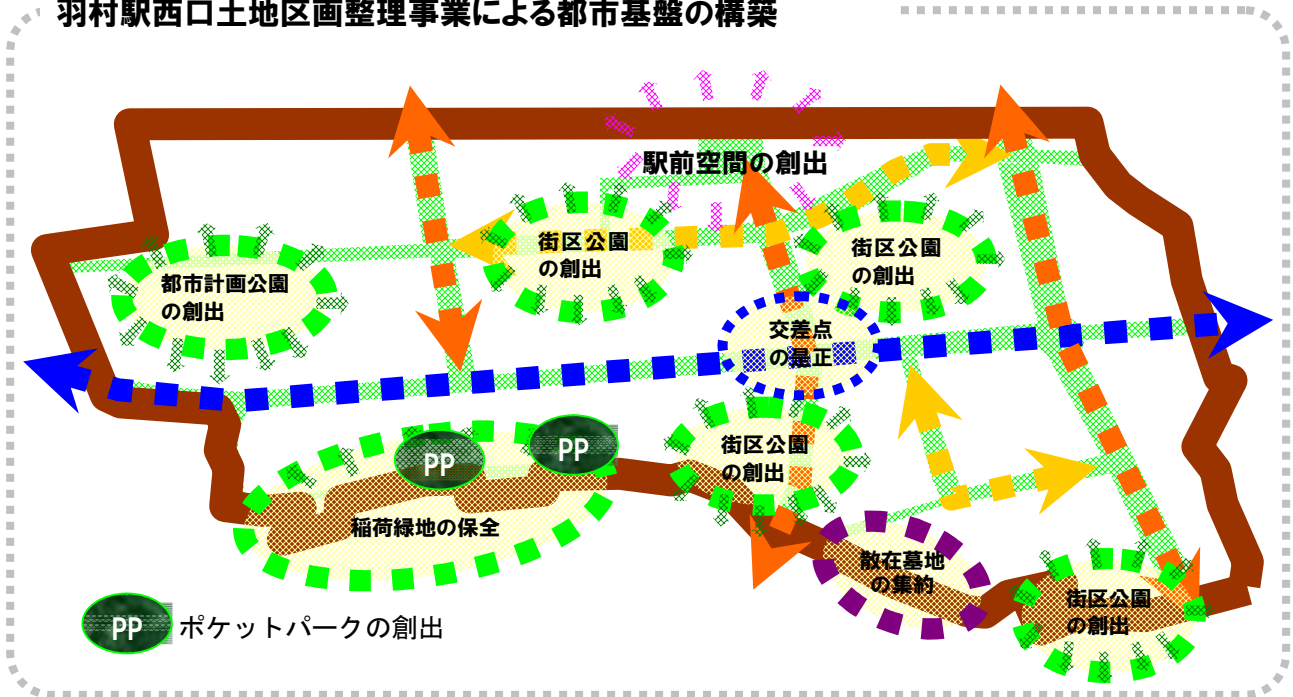
《具体的な施策》

- (1) 地域住民による環境活動の推進
- (2) 環境学習の推進
- (3) 環境観光（エコツーリズム）の推進

# 計画推進のイメージ

計画推進のイメージを、以下に示します。

## 羽村駅西口土地区画整理事業による都市基盤の構築



+

## 低炭素型のまちづくり

### 羽村駅西口地区“エコまち”プロジェクト

— 人と環境にやさしいまちづくりを目指して —

プロジェクト1  
再生可能エネルギーの有効活用

プロジェクト2  
環境にやさしい交通体系の形成

プロジェクト3  
緑豊かなまちなみの形成

プロジェクト4  
地域における環境への取り組み



先導的都市環境の形成

## 第4章

### 実行計画 ～ 具体的な施策の展開 ～

基本計画に基づき、また、市民・権利者アンケートの結果を踏まえ、以下のとおり具体的な施策を展開します。

#### 1. 再生可能エネルギーの有効活用

##### (1) 太陽光発電の導入

- 公共施設等への太陽光発電の導入
- 店舗や事業所などの民間施設への太陽光発電の導入
- 環境街区（区画）の創設
  - ・ 全ての建物（住宅地を想定）に太陽光発電を導入する環境街区（区画）の創設
  - ・ 太陽光発電等の新エネルギーを建築協定としてルール化する環境街区（区画）の創設
- 幹線沿いの商業施設に対する太陽光発電、電気スタンドの設置促進
- バス停留所シェルター等への太陽光発電の導入



（出典：京セラ株式会社 HP）

##### (2) 小規模な風力発電の導入

- 駅前広場への風力による発電機能をもつオブジェの導入
- ハイブリッド型（風力+太陽光）街灯の導入
- 公共施設への小規模な風力発電機の導入



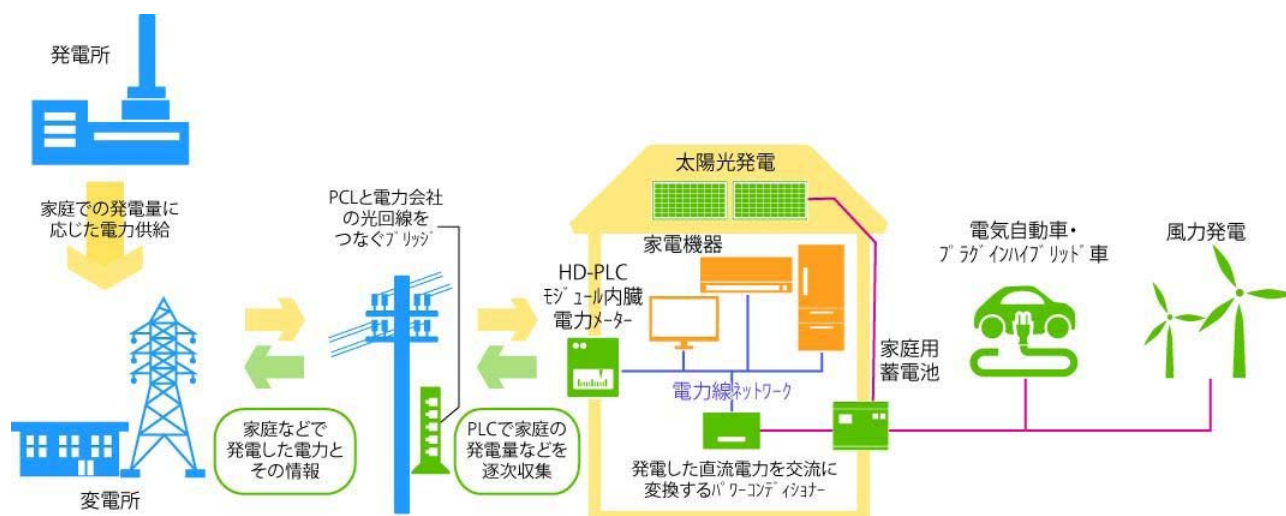
### (3) 電気スタンドの導入

- 公共施設への電気スタンドの導入
- 幹線沿いの商業施設に対する電気スタンドの設置促進
- 環境拠点への電気スタンドの設置



### (4) その他

- スマートグリッド（メーター）の導入
- 橋上駅、自由通路への振動発電の導入



スマートグリッド（メーター）の導入

## 2. 環境にやさしい交通体系の形成

### (1) コミュニティバスはむらんの利用促進

コミュニティバスはむらんの利用を促進し、自動車利用の抑制を図ります。

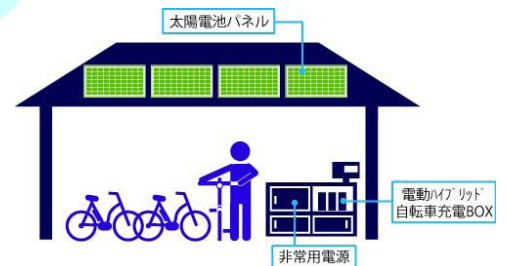
### (2) 自転車利・活用計画

自転車の利・活用については、土地区画整理事業の施行と合わせて、その拠点となる駐輪場の整備（A）の検討を行います。この駐輪場は、主な機能（自転車の一時預かり）以外に、高校等の通学者等と羽村駅まで自転車でアクセスする通勤者が自転車をシェアする事業（B）、羽村駅一駅西口地区（環境に配慮した街並み）一玉川上水を経由する都市観光を電動自転車で行う事業（C）、羽村駅、市役所等の市内の拠点にレンタル自転車の拠点をづくり、市内移動における自転車の使用率を上げる（自動車の使用率を下げる）事業（D）の実施を検討していきます。

- A：羽村駅西（東）口駐輪場（仮称）整備事業
- B：自転車シェアリング事業
- C：観光用貸し自転車事業
- D：レンタル自転車事業

### (3) EV、HV、電動自転車利用促進事業（仮称）

- 公共施設への電気スタンドの導入
- 駅西（東）口駐輪場（仮称）へのソーラーパネルの導入（電動自転車の充電機能）
- 幹線道路沿道商業施設への電気スタンド設置の奨励



### (4) カーシェアリング事業

- 西口駅前広場に隣接する集合住宅等でのカーシェアリング事業展開の誘導
- 西（東）口駅前広場で市民等に対するカーシェアリング事業展開の誘導





### 3. 緑豊かなまちなみの形成

#### (1) 稲荷緑地の再生

稲荷緑地の再生については、社会実験・実証実験を踏まえ、次の観点に基づき整備方法の検討を行います。なお、緑地の保全にあたっては、稲荷緑地の保全を継続的に実施する市民団体等との協働により行います。

- 崖地という地形的特性を踏まえた崩落防止型の整備
- 極力手を加えないで立川崖線の自然な植生を再現するような整備



#### (2) 都市計画公園等の緑地整備

- 都市計画公園の緑地整備
- ポケットパークの緑地整備
- 街路樹の整備

#### (3) 民地内緑化の推進

- 地区計画（都市計画制度）による民地内緑化の推進
- 緑地協定（都市緑地制度）による民地内緑化の推進
- 一定規模以上の敷地、建築物に対する植栽の義務化・誘導



## 4. 地域における環境への取り組み

### (1) 地域住民による環境活動の推進

- 地域住民による公園・緑地等の保全・管理
- 市民協働による環境活動の推進

### (2) 環境学習の推進

- 地域主体の環境学習の推進
- 学校と連携した環境学習の推進
- 稲荷緑地を利用した調査・学習の実施



### (3) 環境観光（エコツーリズム）の推進

- 先導的都市環境の観光資源化
- 自転車を利用した観光振興

# 第5章

## 計画の進め方

### 1. 計画推進のスケジュール

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
都市計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画の変更 (用途地域・地区計画)</li> </ul>			
土地区画整理事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>換地設計の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の変更</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>換地計画</li> <li>換地処分</li> <li>事業完了</li> </ul>
新交通システム整備事業					<ul style="list-style-type: none"> <li>仮換地指定・建築物の移転・工事の実施</li> </ul>
緑地再生事業					<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場整備事業</li> <li>緑地再生事業</li> </ul>
先導的都市環境形成促進事業	緑化における社会実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウッドチップの利・活用に関する実験の実施</li> <li>稲荷緑地の再生に向けた合意形成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷緑地再生社会実験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷緑地再生社会実験の事後調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷緑地の再生事業</li> </ul>
	自転車シェアリング等社会実験	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画の策定 (事業収支、運営主体等の検討)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や企業等との連携による自転車活用社会実験を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車活用社会実験の検証及び継続検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自転車利用促進事業</li> </ul>
計画策定等ソフト関連施策の調整	太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区単位での太陽光発電等の導入検討</li> <li>地区計画に関する情報提供</li> <li>建築協定に関する情報提供</li> <li>太陽光発電のPR活動</li> <li>関連企業等との調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区単位での建築協定合意形成の検討(街区単位でのソーラーパネル導入)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意向把握及び街区単位での建築協定合意形成</li> <li>公共施設における環境配慮型施設設計の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合意形成状況に基づく建築協定締結</li> <li>エコ住宅の建設</li> </ul>
	交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場整備計画の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場整備事業計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪事業運営調整</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区計画に関する情報提供</li> <li>緑化協定に関する情報提供</li> <li>地区計画に導入する緑化規制の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地等再生事業計画の検討 (※検討結果を踏まえ緑地再生事業の推進を判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>稲荷緑地の保全・管理</li> </ul>	

# 平成 23 年度の取り組み

## 1. 街区単位での太陽光発電導入等についての検討

平成 22 年度に実施した権利者アンケートの結果より、住宅等への太陽光発電の導入について、高い関心があることが分かりました。このため、環境街区、建築協定等により行う、一団での太陽光発電の導入やその実現性などについて検討を行います。

《大規模土地所有者（企業）》

大規模土地所有者の土地区画整理事業施行後の土地の運用等についてヒヤリングを行います。

《太陽光発電等に興味のある権利者》

権利者への太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行い、エコハウス（環境省エコハウスモデル事業）への視察等の実施を行います。

## 2. 自転車シェアリング、観光自転車事業の事業計画の策定

市内の協力企業等との連携により、羽村駅利用者で自転車をシェアする社会実験等の実施に向けた事業計画を策定し、以下の項目を検討します。

- ・ 羽村駅利用者（通勤）への社会実験参加意向調査（社会実験参加者の募集）
- ・ シェア用自転車駐輪場設置位置の選定
- ・ 事業収支計画
- ・ 自転車管理主体の選定
- ・ 自転車デザインの検討（エコをアピールするデザインを採用）
- ・ 実験ホームページ

## 3. ウッドチップの利・活用に関する実証実験

ヒートアイランド対策として、剪定枝の再利用（ウッドチップ化）により、歩道や公園などへの利用効果を検証するための実証実験を行います。

なお、検証項目としては、本格的な整備の前提として、駅前の市有地や墓地跡地等を活用した暫定整備空間において、アスファルト舗装等の代替機能としての活用の可否、舗装工事に係る CO<sub>2</sub> の排出量の削減効果、地表面の気温上昇の抑制について実証実験（モニタリング）し、導入可能か検討します。

## 4. 稲荷緑地の再生に向けた合意形成事業

稲荷緑地の再生に向けた活動として、以下の項目を実施します。

- ・ 稲荷緑地の再生に関する社会実験の計画案について、市民への周知やワークショップの開催
- ・ 稲荷緑地再生のために実施を予定している社会実験計画事業収支計画の作成
- ・ 社会実験ホームページの作成

## 平成 24 年度の取り組み

平成 24 年度については、先導的都市環境形成計画のうち、自転車利・活用事業と稲荷緑地再生事業（社会実験）を実施します。また、土地区画整理事業の進捗に合わせて、環境街区や太陽光発電の設置などを建築協定でルール化するためのまちづくり活動を進めます。なお、この一環として権利者の関心が非常に高い太陽光発電については、導入に関する啓発活動を継続的に実施していきます。

## 平成 25 年度の取り組み

平成 25 年度、自転車利・活用事業については、平成 24 年度に運営を行った事業主体によって継続的に事業を行います。稲荷緑地再生事業（社会実験）については、平成 24 年度に再生した緑地の状況を定期的に観測する活動を行います。

## 平成 26 年度以降の取り組み

平成 26 年度以降については、稲荷緑地の再生事業や自転車利用促進事業を進めます。

### 2. 計画推進体制

本計画は、所管課を中心とした推進部会を設置し推進していきます。また、土地区画整理事業の進捗状況にあわせ、推進懇談会（仮称）の設置などについても検討を行います。

### 3. 計画の進行管理

本計画における施策の推進、進捗状況の把握は、土地区画整理事業の進捗状況に合わせ、各推進部会において行い、必要に応じて（仮称）地球温暖化対策推進委員会への報告を行います。

また、羽村市の地域環境等の著しい変化が起きた際には、必要に応じて、計画の点検、見直しを行うこととします。